

上士幌町簡易水道事業経営戦略

平成30年3月

上士幌町建設課

目次

簡易水道事業

1. 事業概要	1
経営比較分析表	7
2. 将来の事業環境	2
3. 経営の基本方針	3
4. 投資・財政計画(収支計画)	3
投資・財政計画(収支計画) 様式第2号(法非適用企業)	5・6
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4

上士幌町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 上士幌町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和33年4月1日	計画給水人口	4940 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	4873 人
		有収水量密度	0.07 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> 井水, <input type="checkbox"/> 湧流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 泉水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	5	管 路 延 長 204.312 千m
	配水池設置数	18	
施 設 能 力	5601 m ³ /日	施 設 利 用 率	70.51 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 口径 13mm 基本水量8m ³ まで 基本料金1,000円 口径 20mm 基本水量8m ³ まで 基本料金1,500円 口径 25mm 基本水量なし 基本料金1,450円 口径 40mm 基本水量なし 基本料金4,100円 口径 50mm 基本水量なし 基本料金6,300円 口径 75mm 基本水量なし 基本料金15,000円 従量料金 用途 家庭用 170円/m ³ 用途 業務用 180円/m ³ 用途 公共用 180円/m ³ 用途 営農用 110円/m ³ 用途 臨時用 340円/m ³ 水道料金は、基本料金+従量料金
	料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)

④ 組織

水道事業者 町長	建設課長	上水道担当3名
上水道担当 事務職・技術職 兼任 (20代 1名、40代 2名)		

(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町には、糠平簡易水道事業と上士幌町簡易水道事業の2つの簡易水道事業がある。両事業の給水区域は、10km以上離れており、施設の統合や相互融通は困難であるが、経営はすでに一体化されている。平成24年7月23日付で、水質管理体制の強化及び水道事業の効率化を実現するため、糠平簡易水道事業を廃止し、同事業の水道施設を上士幌町簡易水道事業に移管した。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添で公表している「経営比較分析表」とおり。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

平成29年度変更認可書より予測。給水人口は、減少していく傾向にある。

年	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
給水人口の予測	4,851	4,810	4,770	4,729	4,689	4,650	4,610	4,571	4,533	4,494

(2) 水需要の予測

平成29年度変更認可書より予測。人口減少に伴い、給水人口は減少傾向にあるが、営農用水においては、規模拡大が進み増加傾向にある。

年	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量(m ³ /)	2,599	2,607	2,620	2,635	2,643	2,652	2,661	2,669	2,679	2,677

(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しについては、「(2)水需要の予測」と同様に、僅かな減少にとどまる見込みである。

年	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
給水収益(百万)	123	123	119	116	112	109	106	102	99	96

(4) 施設の見通し

「上士幌町公共施設等総合管理計画」により実施する。

- ・施設については、各浄水場において重要度の高い箇所を優先的に更新。(更新率50%)
- ・管渠については、重要幹線を優先し、重点的に更新を実施。(更新率40%)
- ・施設能力については、計画日最大給水量5,601m³/日を維持し、水需要を考慮しながら更新する。

(5) 組織の見通し

本町における機構改革に伴い職員数の削減を行ってきているが、事業維持のため、現体制を将来に向け継続していく。

3. 経営の基本方針

人口減少による料金の減収が予測され、将来の水需要を見据えた効果的な施設運用の検討を行う。
また、施設の老朽化などの環境変化に対応するため、水道施設の計画的な整備や災害時への検討、更なる事業の効率化や経費の節減など水道事業の健全な運営に努めていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	配水管の更新（管路の更新率を現状の0.7%以上とし継続する。）
-----	---------------------------------

・民間のノウハウ等の活用に関する事項
電気計装設備等の職員技術では困難な事項については、民間のノウハウを活用する。
・施設・設備の廃止・統合・合理化に関する事項
平成24年7月23日認可では、2つの節水事業を1つに統合した。両事業は、区域が10km以上離れており施設の統合や相互融通は困難であるが、経営は既に一体化している。水質管理体制の強化及び事業の効率化を実現するため統合を実施している。
・施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項
「第5期上土幌町総合計画」(2012～2021)に沿って実施する。
・広域化に関する事項
近隣事業体との事業統廃合については、費用効果が得られないことから行わない。
・防災・安全対策に関する事項
「上土幌町地域防災計画」(平成25年12月策定)のとおり実施する。
・主な事業計画
水道メーター器更新事業(H29～H38) 配水管更新事業(H29～H38) 石綿管更新事業(H29～H38) 水道施設更新事業(H29～H38) 居辺地区更新事業(H33～H37)
・その他
計画によらない施設等の事故・故障が発生した場合についての修理・改善を随時行っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・収入 収益的収支費用及び地方債償還金を支出する額を事業収入として継続していく ・未収金回収率を現状の98%を下回らないよう維持していく
-----	---

※ 財源(料金、企業債、繰入金、国庫補助等)の積算の考え方等について
・料金 用途別口径別料金制度に有収水量の推計を行い収入を見込む。
・企業債 水道施設の主要な建設改良費用の財源として活用する。支出額については、過度な負担とならないよう平準化を図る。
・繰入金 一般会計からの繰出基準に基づく繰入を確保する。また、基準外繰入額の抑制に努める。
・国庫補助金 補助金申請基準に満たないため財源として見込まない。
・料金に関する事項 適正な料金収入により収益的収支の黒字を確保する。
・資産活用 本町の地形を活用し自然勾配による配水方式や良質で豊富な表流水の利用を維持できるよう努める。
・その他財源に関する事項 他事業により水道施設が支障となる場合、起源者に対し適切な補償を確保する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※ 投資以外の経費のうち主な経費の積算の考え方等について
・委託料 水道施設維持管理や、休日の施設巡視業務、水道メーター器検針業務について委託を実施している。当面は同様に経費を見込む。
・修繕費 更新計画に基づき費用を見込む。また、突発的な事故や故障による費用も見込む。
・動力費 施設稼働に係る費用を見込む。
・人件費 当年度の職員数と費用額を基準として見込む。
・経費削減に関する事項 中央監視システム導入により常時監視、一部遠隔操作などが可能になり人件費等の費用額削減に努めている。
・その他に関する事項 更なる事務の効率化や経費節減などの健全運営に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現在、施設の維持管理を一部、民間事業者に委託している。他分野においても可能な限り連携を実施していく。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	上土幌町総合計画に基づき施設の統廃合を検討していく。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水需要の将来予測等により施設等の合理化を検討する。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	施設の更新基準を設定し計画的な更新を検討する。
広域化	近隣事業体との区域を統合には距離があり費用対効果が望めないため検討していない。
その他の取組	

② 財源について検討状況等

料 金	今後、料金については、審議会を通して改定を検討する。
企 業 債	平成31年度より居辺更新事業を計画している。係る費用については、新たに企業債借入を検討している。
繰 入 金	事業収入を超える改良費等については、一般会計より基準外繰入を予定する。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	
その他の取組	

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	メーター器検針について、現在個人と契約を行い委託しているが、将来、庁舎内での遠隔受信を検討している。
修 繕 費	
動 力 費	
職 員 給 与 費	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	5年毎に水道事業審議会において総括見直しを図る。
-------------------------	--------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収入	1 総収入	133,912	132,196	125,403	124,972	121,129	117,394	113,762	109,230	106,796	103,455	100,206	97,049	
	(1) 営業収入	130,612	128,650	123,171	122,897	119,215	115,644	112,180	108,819	105,560	102,398	99,332	96,357	
	ア 料収入	129,800	128,021	123,000	122,726	119,044	115,473	112,009	108,648	105,389	102,227	99,161	96,186	
	イ 受託工事収入													
	ウ その他	812	629	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	
	(2) 営業外収入	3,300	3,546	2,232	2,075	1,914	1,750	1,582	1,057	411	1,236	874	692	
	ア 他会社収入	2,236	2,086	1,932	1,775	1,614	1,450	1,282	936	111	936	574	392	
イ その他	1,064	1,460	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
収益的支出	2 総費用	58,394	64,406	62,914	71,790	67,956	69,803	69,873	70,097	70,335	70,588	70,858	71,156	
	(1) 営業費用	50,593	57,136	55,420	64,839	59,877	61,960	62,365	62,932	63,520	64,131	64,766	65,429	
	ア 職員給与	21,434	21,543	23,217	22,646	26,262	27,959	29,785	31,254	32,795	34,413	36,110	37,891	
	イ 退職手当	2,345	2,062	2,144	2,230	2,319	2,412	2,532	2,634	2,740	2,849	2,963	3,082	
	イ その他	29,159	35,593	32,203	42,193	33,615	34,001	32,580	31,678	30,725	29,718	28,656	27,538	
	(2) 営業外費用	7,801	7,270	7,494	6,951	8,079	7,843	7,508	7,165	6,457	6,815	6,092	5,727	
	ア 支払利息	4,472	4,171	3,863	3,549	3,227	2,899	2,564	2,221	1,871	1,513	1,148	783	
イ その他	3,329	3,099	3,631	3,402	4,852	4,944	4,944	4,944	4,944	4,944	4,944	4,944		
資本的収入	3 収支差引	75,518	67,790	62,489	53,182	53,173	47,591	43,889	39,133	36,461	32,867	29,348	25,893	
	(A)-(D)	48,455	114,365	62,448	83,095	89,525	89,723	81,974	105,455	93,482	84,420	109,331	118,175	
	1 資本的収入	7,247	7,398	7,552	7,709	7,870	8,034	8,202	8,373	8,548	8,727	8,910	8,555	
	(1) 地方債													
	うち 資本費平準化債													
	(2) 他会社補助金	41,208	106,967	54,896	75,386	81,655	81,689	73,772	97,082	84,934	85,693	100,421	109,620	
	(3) 他会社借入金													
資本的支出	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金													
	(6) 工事負担金													
	(7) その他													
	2 資本的支出	123,956	182,107	124,937	136,277	142,698	137,314	125,863	144,588	129,943	127,287	138,679	144,068	
	(1) 建設費	109,462	167,312	109,834	120,860	126,959	121,247	109,460	127,842	112,848	109,834	120,860	126,959	
	うち 職員給与													
(2) 地方債償還金	14,494	14,795	15,103	15,417	15,739	16,067	16,403	16,746	17,095	17,453	17,819	17,109		
(3) 他会社長期借入金返還金														
(4) 他会社への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引	(F)-(G)	△ 75,501	△ 67,742	△ 62,489	△ 53,182	△ 53,173	△ 47,591	△ 43,889	△ 39,133	△ 36,461	△ 32,867	△ 29,348	△ 25,893	

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I)	17	48											
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	526	543	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	543	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(N)-(O)	543	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591	591
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	183.7	166.9	144.7	143.3	144.7	136.7	131.9	125.8	122.2	117.5	113.0	110.0	110.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	130,612	128,650	119,215	122,897	119,215	115,644	112,180	108,819	105,560	102,398	99,332	96,357	
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金	(W)													
地方債	(X)	236,776	217,809	160,910	179,876	160,910	141,943	122,977	104,011	85,044	66,078	47,111	29,219	
○他会計繰入金														

区分	年度	(単位:千円)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		2,236	2,086	1,614	1,775	1,614	1,450	1,282	111	936	757	574	392	
うち基準内繰入金		2,236	2,086	1,614	1,775	1,614	1,450	1,282	111	936	757	574	392	
うち基準外繰入金														
資本的収支分		41,208	106,967	81,655	75,386	81,655	81,689	73,772	97,082	84,934	85,693	100,421	109,620	
うち基準内繰入金		8,811	15,114	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
うち基準外繰入金		32,397	91,853	71,655	65,386	71,655	71,689	63,772	87,082	74,934	75,693	90,421	99,620	
合計		43,444	109,053	83,269	77,161	83,269	83,139	75,054	97,193	85,870	86,450	100,995	110,012	